

## ＜遺言書検認＞

### 1 概要

遺言書の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。

なお、公正証書による遺言のほか、法務局において保管されている自筆証書遺言※に関して交付される「遺言書情報証明書」は、検認の必要はありません。

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

検認の手続は、通常は以下のように行われます。

- ① 検認の申立てがあると、相続人に対し、裁判所から検認期日（検認を行う日）の通知をします。申立人以外の相続人が検認期日に出席するかどうかは、各人の判断に任されており、全員がそろわなくても検認手続は行われます（申立人には、遺言書、申立人の印鑑、そのほか担当者から指示されたものを持参していただくこととなります。）。
- ② 検認期日には、申立人から遺言書を提出していただき、出席した相続人等の立会のもと、裁判官は、封がされた遺言書については開封の上、遺言書を検認します。（封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会の上開封をしなければならないことになっています。）。
- ③ 検認が終わった後は、遺言の執行をするためには、遺言書に検認済証明書が付いていることが必要となるので、検認済証明書の申請（遺言書1通につき150円分の収入印紙と申立人の印鑑が必要となります。）をすることになります。

※ 遺言書保管制度については、「法務省のホームページ」をご確認されるか、最寄りの法務局にお問い合わせください。

### 2 申立人(申立てができる人)

- ・ 遺言書の保管者
- ・ 遺言書を発見した相続人

### 3 申立先

- ・ 遺言者の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・ 遺言者の最後の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・ 遺言者の最後の住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

### 4 申立てに必要な費用

- ・ 収入印紙・・・遺言書（封書の場合は封書）1通につき800円分
- ・ 連絡用の郵便切手・・・84円×相続人の人数分+2枚

※ 申立人が相続人でない場合には84円切手を1枚追加

### 5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・ 戸籍謄本（全部事項証明書）等関係書類

誰が相続人となるかによって、揃えていただく戸籍の範囲が異なりますので、次ページを参照してください。

- ※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

## 遺言書検認の申立てに必要な添付書類

### －戸籍について－

- ・ 戸籍は必ず「謄本」「全部事項証明」をお取りください。「抄本」「個人事項証明書」は不可
- ・ 下記戸籍中、重複するものはいずれも1通で可
- ・ 提出された戸籍を確認した結果、下記以外の提出をお願いする場合があります。

#### 1 相続人が「配偶者と第一順位（子・養子）」・「第一順位のみ」の場合

- ① 遺言者の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍  
(全部事項証明、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本を含む)
- ② 第一順位の相続人のうち死亡している方がいれば、その相続人の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- ③ 代襲相続人がいる場合には、代襲相続人の現在の戸籍（3ヶ月以内のもの）
- ④ 相続人全員の現在の戸籍（3ヶ月以内のもの）

#### 2 相続人が「配偶者と第二順位（父母（養父母も含む）・祖父母）」・「第二順位のみ」の場合

- ① 遺言者の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍  
(全部事項証明、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本を含む)
- ② 第一順位の相続人が死亡している方がいれば、その相続人の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- ③ 相続人全員の現在の戸籍（3ヶ月以内のもの）

#### 3 相続人が「配偶者のみ」・「配偶者と兄弟姉妹」・「兄弟姉妹のみ」・「受遺者のみ」の場合

- ① 遺言者の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍  
(全部事項証明、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本を含む)
- ② 遺言者の父母（養父母も含む）の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- ③ 第一順位の相続人が死亡している方がいれば、その相続人の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- ④ 第三順位の相続人が死亡している方がいれば、その相続人の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- ⑤ 代襲相続人がいる場合には、代襲相続人の現在の戸籍（3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 代襲相続人が死亡している場合には、その人の死亡の記載のある戸籍
- ⑦ 相続人全員の現在の戸籍（3ヶ月以内のもの）